

第 13 章

女性／男女共同参画センターにおける情報事業の 活性化に向けて

平成 25 年度「女性関連施設に関する調査研究」から

青木 玲子・木下 みゆき・黒澤 あずさ・森 未知

1 はじめに

国立女性教育会館（以下、NWEC）では、平成 25 年度「女性関連施設に関する調査研究」として、情報事業に関する女性関連施設の取組の現況と課題を把握するために調査を実施した。図書資料提供の場、SNS 等の新しい動きの出ているインターネットでの情報提供、そして広報誌の 3 つに焦点をあて、現状と課題、新たな取組・工夫について『女性関連施設の情報事業に関する調査報告・事例集』（<http://www.nwec.jp/jp/publish/report/page49.html> から全文提供している）をまとめた。本稿では、上記でできなかった自治体規模別のクロス集計と事例からの調査の更なる分析と、全国の女性／男女共同参画センター（以下、センター）の情報事業の課題解決、活性化に向けた提案をまとめた。

2 「女性／男女共同参画センターの情報事業に関する調査」質問紙調査の概要

質問紙調査の対象

国立女性教育会館「女性関連施設データベース」(<http://winet.nwec.jp/sisetu/>)の調査時点での登録382施設のうち、Eメールアドレスを登録している338施設

調査実施期間：平成25(2013)年11～12月

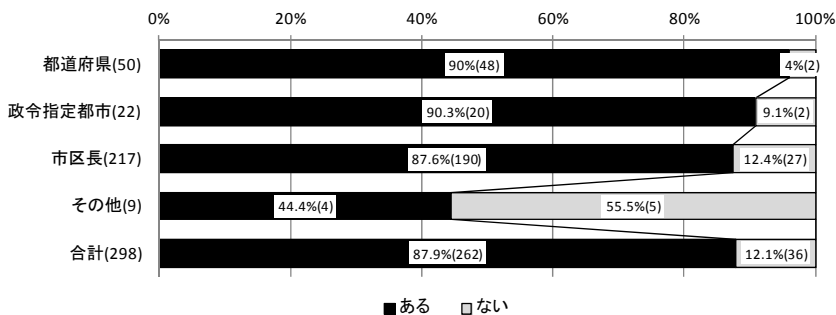
回答率：338施設中、回答数298施設(回答率88.2%)

「女性／男女共同参画センター」は、下記いずれかに該当する施設としている。

- ・女性を主な対象として、女性の地位向上・男女共同参画社会の推進等を目的として各種の研修・交流・情報提供・相談等の事業を行っている施設。
- ・女性団体・グループ等の活動の拠点として、女性の資質・能力の開発や知識・技能の向上を図ることを主たる目的として設置された施設。

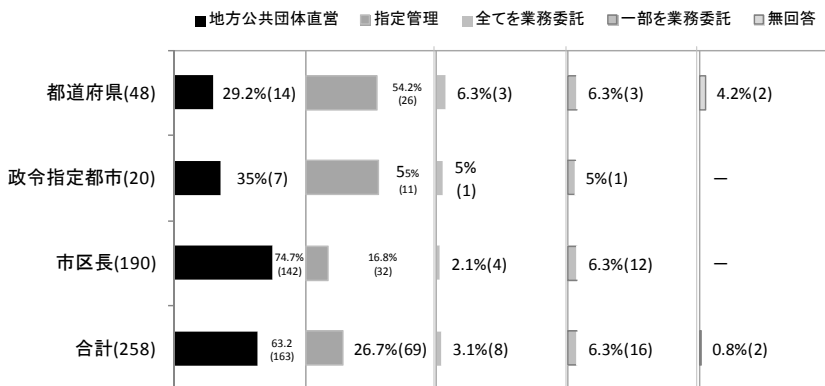
質問紙調査結果の自治体規模別クロス集計の概要

図1 図書資料(本調査における「図書資料」とは、図書、行政資料、雑誌、視聴覚資料を含む)、提供の場(図書室、ライブラリー、情報コーナー)の有無



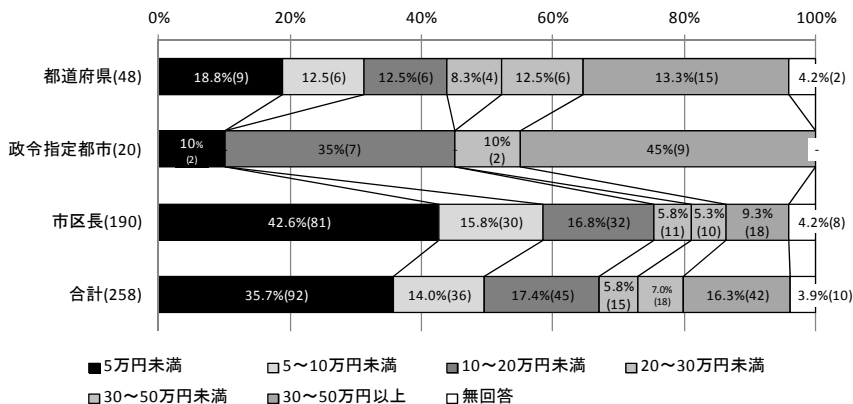
図書資料提供の場を持つセンターは、自治体規模で若干減るが、全体で9割弱と高い設置率となっている。その他の民設民営のセンターにおいて設置率が半数以下となっているため、この4つについては、今回の自治体規模別の分析から除外する。

図2 図書資料提供の場の運営方法



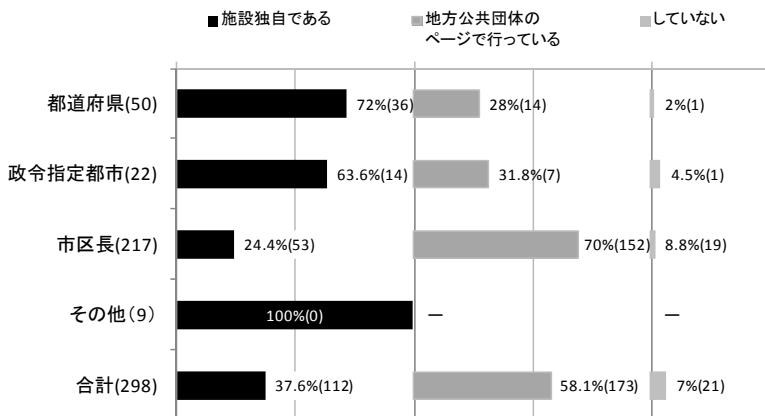
運営方法は、センターの運営方法とほぼリンクすると考えられるが、都道府県、政令指定都市では半数が指定管理である。市区町では直営が約75%を占める。

図3 図書購入の予算



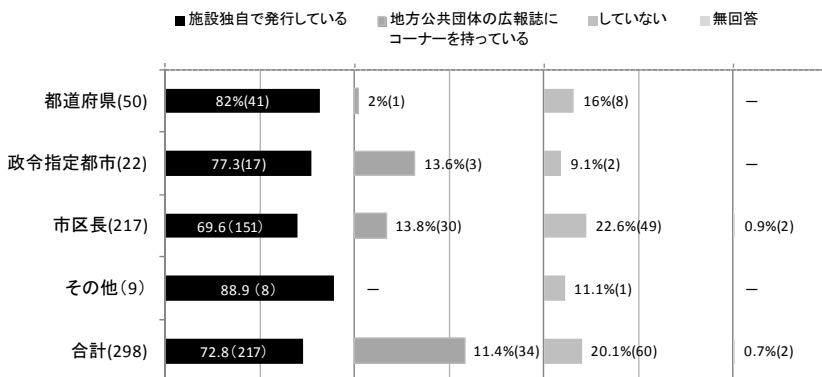
都道府県では、50万円以上が約3割、政令指定都市では55%であるが、市区町では5万円未満が4割強となっている。

図4 ホームページ（以下、HP）の有無



市区町では直営が多いため、地方公共団体のページで行っているが7割を占める。

図5 広報誌の発行の有無



市区町も約7割が独自に発行しており、市民に密着したセンターとして紙媒体がまだまだ必要とされていることが見てとれる。

3 小規模センターの情報事業の課題と課題解決に向けた提案

ここでは、約 7 割(217 施設)が市区町の小規模センターであることに注目する。

市区町のセンターは、建物の広さ、予算、職員数などが自治体規模に準じて小規模である。小規模であっても男女共同参画の推進のための学習、交流、相談、情報等の統合的機能の展開は、拠点施設として不可欠である。センター事業では、講演会や相談事業等は市民に説明しやすく、成果も示しやすい。しかし、全ての事業の基盤事業でもある情報事業は、担当者にもなかなか目に見えにくい部分がある。「情報は力」といわれたセンターの創設期から、多くの利用者、また担当者も、情報事業イコール図書資料提供の場の運営と考え設置してきたが、予算の削減の中、この場の運営は厳しいものとなっている。

前述の通り、図書資料購入予算は、市区町では、約 4 割強が 5 万円未満である。これだけの予算では、年間 1~2 誌の雑誌に、10 数冊の図書しか購入できないということである。女性関連施設データベースより図書の蔵書数を見ると、市区町は 500 冊未満が約 3 割である。図書資料提供の場の専任職員は 8 割以上のセンターでおらず、他事業との兼任が大半である。情報関連の研修に出席した職員がよくあるコメントは、「予算がなくて新しい本が買えない」「貸出数が減少した」「担当者がいない」等である。地域の拠点施設としての期待がかかる 7 割近い小規模センターの情報事業の停滞は、全国のセンターのネットワーク力の低下ともなる。「ないない状況」課題解決のためにいくつかの提案をしたい。

情報を収集する力をつける

多様な ICT による情報の受信・発信が可能となった現在では、職員個人、そして組織の情報収集力を高めることが「ないない状況」での突破口である。図書や紙ベースの有料情報が入らないと情報が発信できない、「予算がない」のが課題ではなく、「センターとして収集する情報がわからない」のが、隠れた課題ではないだろうか。組織の情報の発信力は、情報の収集力による。収集する情報は何か、この答えはセンターのミッションを再考し、誰のために発信するのか、その

対象を捉えることにある。センターからの情報発信の対象は、①地域住民、②自治体職員、③メディア、④学校、⑤企業、⑥センター職員等が考えられる。さらに年齢や性別、職業などによって細かく対象者を焦点化して、必要な情報をまず図書にこだわらないで収集することが第一歩である。またセンター職員は、事業や相談担当でも、一人ひとりが情報収集の担当者であると意識し、情報を共有し、蓄積することが情報発信へとつながる。

「図書資料提供の場」の工夫

図書資料提供の場が、資料が増えず何年もそのままでも通りすぎるカベのようになってはいないだろうか。質問紙調査の自由記述で、この「場」の工夫を聞いた。

- ①利用の少ない全集等を閉架に移動して、椅子と丸テーブルでフリースペースを作り、動きのある活動の場とした(事例「札幌市男女共同参画センター」参照)。
- ②図書情報室以外の、子ども室に絵本や子育て関係の雑誌を置き、貸出もしている(事例「広島市男女共同参画推進センター」参照)。
- ③利用者の出入りの多い1階ロビーへライブラリーを移動
- ④「課題解決コーナー」として、子育て支援やDV等のテーマを設定し、関連機関の協力を得てチラシ等を収集して提供している

大規模な移動等は難しいが、書架の配置換えや喫緊のテーマや生活情報などの展示替え、図書資料提供の場を新たな視点で見直すヒントが提案されている。

コレクションの構築

センターならではのコレクションを構築することも提案したい。調査では、地域女性史、こころとからだの文庫、ミニコミ、学習会記録、山川菊栄文庫等の例があげられた。センターで開催したセミナーのチラシは学習の記録として、また写真も歴史を語るコレクションとなる。コレクションは、数冊の資料からでも始めることができる。地域住民と共に創り上げることによって、小規模センターならではのコレクションの構築を考えてはどうだろうか。

4 図書資料提供の場、情報相談の活用に向けて

情報事業を担当する職員のエンパワメント

図書資料提供の場の専任職員がいるのは、59 施設（23%）に過ぎず、ほぼ他事業との兼任である。兼任の強みは、図書資料提供の場を活かした事業企画を実現しやすい環境にあるといえる。この場合、後ほど述べる情報相談を分析することによってニーズを把握し、それを事業企画に反映するということが、重要なポイントとなる。組織が小規模であるほど、円滑なコミュニケーションもとりにやすい。事例では、図書資料を使った講座・イベントとして、ビブリオバトルや子ども連れの利用者を対象とした絵本の読み聞かせ等が紹介されている（札幌市男女共同参画センター、京都市男女共同参画センター）。

逆に、専任職員がいるセンターには、54%に司書資格を持った職員がいる。図書館員の専門性は様々な事業に活かすことができる。積極的に事業を担うことにより、おのずと組織内での情報担当者の位置づけも上がるのではないだろうか。

情報相談（レファレンス）の概念を広げる

情報相談を行っているセンターは3割弱（70施設）と予想以上に少ない結果であった。実施しているセンターに件数を尋ねたところ、年間100件未満が4割を占め、1,000件を超える相談を受けているセンターは1割にとどまっている。しかし、実際は様々な相談に対応しているにも関わらず、それらを「情報相談」と認識していない現場も数多くあるのではないだろうか。

NVEC がセンターの情報担当者で構築している「女性情報レファレンス事例集」に掲載されているような、多様な情報源を駆使した専門的内容の情報相談はセンターに寄せられる特徴ある質問の一部ではある。それと同時に、たとえば、「ようやく仕事に就くことを考えはじめたのですが……」や、「この年齢で何か始めるのは遅いですよね」といった、質問者のニーズがあいまいな相談の受け皿であることも、センターの大切な役割である。図書資料の提供や、専門的知識あるいは情報の提供のみが情報相談であるという意識を払拭することから、セン

ターならではの有効なサービスが始まる。

これは社会教育施設にも共通するものであり、情報相談、図書資料提供の場が担えることは次の4つにまとめることができる。

- ① “なんとなく” や、“もやもや” の受け皿に：市民の身近な場であることを活かす
- ② 様々な社会資源との繋ぎ役：「タテ割り」の垣根を越えて
- ③ 講座をはじめとした学びの機会への直結
- ④ 情報収集や学びの自由を保障する安全かつ安心の場、第三の場（サード・プレイス＝家でも職場・学校でもない第三の居場所）の提供

センターが担っている情報相談の内容や、それによって実現している活動及び学習支援、あるいは生き方そのものを変えるほどのエンパワメントにつながる情報機能の実際を、センターから発信することによって、公立図書館をはじめとした様々な社会教育施設が担える情報機能のモデルを提示することができるのではないであろうか。

他機関との連携により展開できるサービスの可能性

他機関との連携を行っているセンターは約3割で、連携先は公立図書館が約7割と最も多く、続いて他のセンターが約3割であった。公立図書館との連携内容は相互貸借や図書のパッケージ貸出等である。公立図書館は来館者が多く、例えばドメスティック・バイオレンス、イクメン、女性の活躍といったパッケージ貸出でコーナーを設置することは、広く市民に男女共同参画関連テーマへの関心を働きかける有効な方法であるといえる。また、図書だけでなく、テーマに関連する広報誌やミニコミ、リーフレット、さらにチラシやポスター等いわゆる灰色文献も含めることによって、センターが所蔵する資料の多様性をPRする機会にもなる。センターにとっては、図書資料提供の場を外部に展開することでもある。

情報相談で多様な相談に答えられない場合は、相談された内容によって、専門機関や人を紹介する「レフェラルサービス」を提供することと、一つ一つの情報相談の経験を活かしながら、センター内の案内資料の用意と記録することを提案

したい。センター独自では、解決や、求められたサービスができないことに対応する外部ネットワーク作りのきっかけともなる。

5 インターネット、広報誌の活用

今回の NWEC 調査では、従来の広報誌による情報提供に加え、新しい動きの出ているインターネットでの情報提供にも焦点を当てた。

広報誌を活用した情報発信

センター独自で発行が 73%、地方公共団体の広報誌にコーナーを持っているが 11%と、約 8 割のセンターで広報誌を発行しており、まだ印刷媒体（紙媒体）の需要が高いことがわかる。また、発行形態については、95%以上のセンターが紙媒体で発行しているが、うち 6 割のセンターではその広報誌を PDF 形式などでホームページに掲載しており、限られた発行部数（5,000 部未満の発行がセンターの 5 割）を補う工夫をしている。発行頻度については、年 1 回が約 2 割、年 2 回が約 3 割であり、広報誌を活用した情報発信の場が潤沢でないことがわかる。

上記のような限られた状況ではあるが、自由記述や事例から、職員間で知恵を出し合い、広報誌を配布・活用していることが明らかになった。例えば、発行部数の制限のある中、幼稚園児は必ず親に渡すため、市立幼稚園の全園児に配布（なほ女性センター）、ターゲットとなる市民に情報を伝えるために、職員自ら女性が集まりやすいカフェに配布（もりおか女性センター）といった事例があった。

また、発行頻度が少ない分、紙面に掲載する「特集」を工夫しているセンターも多く、年間を通して 1 つのテーマに取り組む、市民生活の場から抱えている課題を掘り起こす、主催講座の内容を丁寧にとりあげるなどの事例がみられた。さらに広報誌を職員の出前講座の資料として活用しているセンター（鳥取県男女共同参画センター）もあった。

インターネットを用いた情報発信の試み

約9割のセンターがHPでの情報発信を行っているが、センター単独でHPを運営しているのは約4割に留まる。ブログ、ツイッター、フェイスブック等SNSを利用しているセンターは22%、メールマガジン（以下、メルマガ）を発行しているセンターはさらにそれを下回り17%であった。

広報誌の発行頻度の低さを補うために、HPでは頻繁な更新に努めており、メルマガの発行頻度は月1～2回が大半を占めている。更新等は兼務で行っているところが多いため、職員の負担となっているという声もあるが、リニューアルや職員の手に負えないメンテナンスを、センターで実施したHP作成講座修了生が立ち上げたグループに依頼している事例（広島県女性総合センター）もあった。

HPのアクセス数を増やす工夫としては、メルマガやSNSとの連動、自治体HPとのリンク、携帯でみられるような工夫が行われている。講座申し込み、施設予約、相談事業、資料検索等の必要な情報にワンクリックでアクセスできるように、トップページにバナーを配置している他、検索エンジン対応として、独自ドメインを取得し、検索結果が上位にくるためのSEO対策を行っているセンターもある（京都市男女共同参画センター）。さらに、コンテンツの中には、インターネットラジオやYouTubeを用いた映像公開、ポッドキャストを用いた講座内容の公開などの広がりもみられる（もりおか女性センター）。

SNSによる情報発信は、広報誌、HPに比べると少数ではあるが、活用しているセンターでは、試行錯誤をしながらも、即時性というSNSの特徴を活かした工夫がみられる。公開シンポジウムの実況中継、参加者の声、センターの日常やスタッフのつぶやきの発信、防災、イクメンなどのプロジェクトに合わせて、ツイッターやフェイスブックを開設し、双方向のコミュニケーションに役立てている事例もあった。

情報を確実に届ける仕組み作りを目指して

広報誌の増刷やHP単独運用の実現には予算や時間がかかるため、本稿では費用もかからず手軽に発信できるSNSの導入を提案したい。例えばDV被害者支

援に関して、センターでは講座や相談など、直接センターに足を運べる来館者を対象にしている事業が中心である。そこで、来館のできないDV被害者に必要な情報をSNSを通じて届けるのである。海外の“Stop the Violence”キャンペーン(<http://stoptheviolencecampaign.com/en/takeaction>)では、「Facebook等を駆使して、情報の交換、またDVに反対する声明、支援の募金活動なども展開しながら、(情報を必要とする)女性のiPhoneに、支援団体やシェルターなどを検索できるアプリケーションプログラムを提供している」という。さらに、SNSでは動画や写真などの映像を発信できるのも強みであり、センター以外にも、地域さらには世界中の支援者とつながることができるのである。

情報を必要な人に確実に届けるためには、紙媒体、インターネットそれぞれの強みを活かした情報発信の仕組みを工夫し、センターの存在をアピールしていくことが、いま求められている。

参考文献

- 青木玲子 2013「男女共同参画センターライブラリー：平等なアクセスを基盤とした情報リテラシー」『現代の図書館』51-53
- 木下みゆき 2014「学びのスイッチー男女共同参画A to Z：女性関連施設における情報相談2—情報相談を事業・企画に活かす」『月刊 We learn』No.734
- 木下みゆき 2014「学びのスイッチー男女共同参画A to Z：女性関連施設における情報相談1—情報相談とは？」『月刊 We learn』No.733
- 赤嶺良子、森未知 2014「NWEC情報事業の最近の動きから：『NWEC災害復興支援女性アーカイブ』・『日本女性のミニコミデータベース』など」『NWEC実践研究』第4号

(あおき・れいこ 国立女性教育会館客員研究員)

(きのした・みゆき 大阪府男女共同参画推進財団統括ディレクター)

(くろさわ・あずさ 日本女性学習財団学習事業課長)

(もり・みち 国立女性教育会館情報課専門職員)